

第1 安全衛生管理体制

1 宮城県教育委員会職員安全衛生管理体制

宮城県教育委員会における安全衛生管理体制は、平成2年10月5日に「宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程」（宮城県教育委員会訓令甲第4号）（以下「規程」という）に基づき、施行された。また、平成21年4月1日付け福第1号により通知されている事項に留意の上、適切に運用する。

なお、宮城県教育委員会職員安全衛生管理組織は、図-1のとおりである。

2 管理者等

(1) 安全衛生管理者等の選任状況

すべての所属所に、職員数の規模により安全衛生管理者（所属長）、衛生管理者若しくは衛生推進者及び衛生担当者が選任されている。安全衛生管理者等の選任数は次のとおりである。（令和4年度体制）

（令和4年5月1日 現在）

所属所の規模	県立学校（人）	本庁・地方機関等（人）	計（人）
200人以上 （本庁）		安全衛生管理者 1 衛生管理者 2 衛生担当者 10	安全衛生管理者 1 衛生管理者 2 衛生担当者 10
50人以上 200人未満	安全衛生管理者 74 衛生管理者 74 衛生担当者 74	安全衛生管理者 2 衛生管理者 2 衛生担当者 2	安全衛生管理者 76 衛生管理者 76 衛生担当者 76
50人未満	安全衛生管理者 16 衛生推進者 16 衛生担当者 16	安全衛生管理者 11 衛生推進者 11 衛生担当者 11	安全衛生管理者 27 衛生推進者 27 衛生担当者 27
計	安全衛生管理者 90 衛生管理者 74 衛生推進者 16 衛生担当者 90	安全衛生管理者 14 衛生管理者 4 衛生推進者 11 衛生担当者 23	安全衛生管理者 104 衛生管理者 78 衛生推進者 27 衛生担当者 113

(2) 健康管理医（産業医）の選任状況：（表-1）

職員が50人以上の所属所を対象に配置されている。

健康管理医の職務は定められているので、所属長は健康管理医と十分に協議の上、年間の業務等を計画する。

3 衛生委員会等

(1) 職員安全衛生委員会

イ 職員の安全及び衛生の確保のため、職員安全衛生管理者の諮問に基づき各衛生委員会からの報告、意見、健康管理医からの勧告その他必要事項について審議し、答申する。

ロ 委員は次の者で構成する。

副教育長

総務課長、福利課長及び教職員課長

安全衛生管理者のうちから職員安全衛生管理者が指名する者

健康管理医（本庁所属）

衛生管理者（本庁所属）

職員安全衛生管理者が認める者

(2) 衛生委員会

イ 衛生委員会は年間3回以上開催し、規程第18条第2項に定める事項について審議する。本庁においては福利課長、他の所属所においては所属長に対し意見を述べるものとする。開催後は、規程第25条第2項により、その都度衛生委員会開催状況報書を提出する。

ロ 委員は、次の者で構成する。

安全衛生管理者又はその代理の者

健康管理医（選任されている所属所に限る）

衛生管理者又は衛生推進者

職員のうちから衛生に関して経験を有する者のうち所属長が指名する。

ハ 衛生委員会の設置状況は次のとおりである。

なお、令和3年度の衛生委員会開催状況は表-2のとおりである。

機 関 名	法定（50人以上）	法定外（50人未満）	計
本 庁	事業所 1	事業所 0	事業所 1
地方機関等	2	11	13
県立学校	74	16	90
計	77	27	104